

天理市告示第207号

天理市証明書交付手数料に係る収納事務の委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により、次のとおり手数料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

天理市長 並 河 健

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 地方公共団体情報システム機構

理事長 椎橋 章夫

住所 東京都千代田区一番町25番地

名称 ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

代表者 島本 茂弘

住所 東京都品川区西五反田7-7-7 SGスクエア7F

2 指定をした日 令和6年10月1日

3 委託をした日 令和6年10月1日

4 委託した事務の範囲

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍記録事項証明書、戸籍の附票の写し及び市民税の課税に関する証明書の交付手数料に係る収納事務

附 則

天理市住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付手数料に係る収納事務の委託について（平成28年12月28日告示第458号）及び天理市戸籍記録事項証明書及び戸籍の附票の写しの交付手数料に係る収納事務の委託について（令和4年3月28日告示第52号）は、廃止する。